

市第97号議案

横浜市個人情報保護に関する条例の一部改正

横浜市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第53条」を「第52条の 2」に改める。

第 3 章第 5 節の節名を次のように改める。

第 5 節 審査請求

第 3 章第 5 節中第53条の前に次の 3 条を加える。

（審査請求をすべき実施機関）

第52条の 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

（審査請求の特例）

第52条の 3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26 年法律第68号）第 9 条第 1 項ただし書の規定により、同項本文の

規定は、適用しない。

第52条の4 第52条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受けるものは、横浜市行政不服審査条例（平成 年月横浜市条例第 号）第2条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

第53条第1項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「第52条の2の審査請求」に改め、「当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき処分庁又は」を削り、「審査庁」の次に「（当該審査請求がされた実施機関をいう。第3項において同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第53条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「処分庁又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第 54 条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 55 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」及び「決定又は」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第 2 号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 横浜市個人情報の保護に関する条例第 25 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）、同条例第 37 条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）、同条例第 46 条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は同条例第 20 条第 1 項の規定による開示の

請求（以下「本人開示請求」という。）、同条例第34条第1項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第43条第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正）

- 3 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表第43条第3項の項中「第49条」を「第53条」に改め、同表中

「

第53条第1項	開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	利用停止決定等
---------	----------------------	---------

」

を

「

第52条の2	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	利用停止決定等又は利用停止請求
第52条の3	前条	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する前条

第52条の4	第52条の2	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第52条の2
第53条第1項	第52条の2	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第52条の2
第53条第1項第4号	保有個人情報	保有特定個人情報

」

に改め、同表第53条第2項の項の次に次のように加える。

第53条第3項	第1項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第1項
	同項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第1項

提 案 理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めるとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第 1 章 及び 第 2 章 省略）

第 3 章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等

（第 1 節 から 第 4 節 まで 省略）

第 5 節 審査請求（第 52 条 の 2 — 第 56 条）
不服申立て（第 53 条）

（第 4 章 から 第 7 章 まで 及び 附 則 省略）

第 3 章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等

（第 1 節 から 第 4 節 まで 省略）

第 5 節 審査請求
不服申立て

（審査請求をすべき実施機関）

第 52 条 の 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

（審査請求の特例）

第 52 条 の 3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第 52 条 の 4 第 52 条 の 2 の審査請求において行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 38 条第 1 項の規定による交付を受けるものは、横浜市行政不服審査条例（平成 年

月横浜市条例第 号) 第2条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

第53条 第52条の2の審査請求
開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき処分庁審査庁(当該審査請求がされた実施機関をいう。第3項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、情報公開条例第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
不服申立て
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
この号及び第55条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。
決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を

報の全部を開示する旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の_____ 判決 (第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(利用停止請求の特例)

第 8 条 (第 1 項省略)

2 個人情報保護条例第 3 章第 3 節 (第 43 条第 1 項を除く。) 及び第 5 節 (第 53 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 54 条第 3 号並びに第 55 条を除く。) の規定は、前項の規定による利用停止について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第43条第3項	保有個人情報	保有特定個人情報 (番号条例第 2 条第 2 号に規定する保有特定個人情報であつて第 25 条第 1 項の規定による決定に基づき開示を受けたもの又は他の法令等の規定により第 31 条第 1 項各号に規定する方法と同一の方法で開示を受けたもののうち番号条例第 2 条第 4 号に規定する情報提供等記録を除

		くものをいう。次条から第53条までにおいて同じ。)
(省 略)		
第52条の 2	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	利用停止決定等又は利用停止請求
第52条の 3	前条	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する前条
第52条の 4	第52条の 2	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第52条の 2
第53条第 1 項	第52条の 2	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第52条の 2
第53条第 1 項第 4 号	保有個人情報	保有特定個人情報
第53条第 2 項	(省 略)	
第53条第 3 項	第 1 項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第 1 項
	同項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第 1 項
(省 略)		
(省 略)		
第43条第 3 項	保有個人情報	保有特定個人情報（番号条例第 2 条第 2 号に規定する保有特定個人情報であつて第25条第 1 項の規定による決定に基づき開

		示を受けたもの又は他の法令等の規定により第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示を受けたもののうち番号条例第2条第4号に規定する情報提供等記録を除くものをいう。次条から第49条までにおいて同じ。)
(省 略)		
第53条第1項	開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	利用停止決定等
第53条第2項	(省 略)	
(省 略)		